

重要事項説明書 (訪問看護・医療保険)

1. 事業所の概要

| | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|
| 事業所名 | なりす訪問看護ステーション | |
| 所在地 | 埼玉県狭山市中央一丁目 25 番 19 号 | |
| ステーションコード | 279.033.5 | |
| 管理者・連絡先 | 管理者：増田 美穂 | 電話：04-2997-8378 |
| サービス提供地域 | 狭山市、入間市、川越市、所沢市 | |

2. 事業所の職員体制

| 職種 | 従事するサービス内容等 | 人員 |
|-------|-----------------------------------------------------|--------|
| 所長 | 管理者は業務の管理を一元的に行います。 | 1名（常勤） |
| 訪問看護師 | かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。 | 4名（常勤） |
| 理学療法士 | かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。 | 1名（常勤） |

3. 営業日及び営業時間

| 営業日 | 営業時間 |
|------------------------------------------------------------|--------------|
| 月曜日から土曜日まで (注) 年末年始(12/29~1/3)、 日曜日・祝日はお休みとさせていただきます | 午前9時から午後5時まで |
| サービス提供日：月曜日から金曜日 | 同上 |

※ご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護を行っています。

※電話等で24時間連絡が取れる体制を取っております

4. サービス内容

利用者個々に訪問看護計画書を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談

- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護
- ⑨ 理学療法士等によるリハビリ

5. 緊急時などにおける対応方法

- ① 緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、訪問看護を開始します。
- ② 訪問看護実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- ③ 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

6. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

| | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 電話番号 | 04-2997-8378 |
| FAX 番号 | 04-2997-8388 |
| 担当者 | 増田 美穂 |
| その他 | 相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。 |

- 当事業所以外に市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

7. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。
- 3) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、毎月末日までにご指定の金融機関の口座から引き落とします。

現金払いは、翌月末日までに看護師が訪問した際に現金でお支払いください。

- 医療保険制度に基づく訪問看護費用（基本利用料）

| 項目 | 内容 | 料金 | 該当項目 |
|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 訪問看護基本療養費 I | 看護師による訪問 | 週 3 日目まで | 5,550 円/日 |
| | | 週 4 日目以降 | 6,550 円/日 |
| | 准看護師による訪問 | 週 3 日目まで | 5,050 円/日 |
| | | 週 4 日目以降 | 6,050 円/日 |
| | 理学療法士等による訪問 | 5,550 円/日 | |

| | | | | | |
|------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------|--|
| 訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物への訪問 | 同一日に 2人 | 看護師による 訪問 | 週3日目まで | 5,550円/日 | |
| | | | 週4日以降 | 6,550円/日 | |
| | 同一日に 3人以上 | | 週3日目まで | 2,780円/日 | |
| | | | 週4日以降 | 3,280円/日 | |
| | 同一日に 2人 | 准看護師に よる訪問 | 週3日目まで | 5,050円/日 | |
| | | | 週4日以降 | 6,050円/日 | |
| | 同一日に 3人以上 | | 週3日目まで | 2,530円/日 | |
| | | | 週4日以降 | 3,030円/日 | |
| 同一日に 2人 | 理学療法士等 による訪問 | 週3日目まで | 5,550円/日 | | |
| | | 同一日に 3人以上 | 週4日以降 | 2,780円/日 | |
| 基本療養費Ⅲ | 入院中外泊時の訪問 | | | 8,500円/回 | |
| 訪問看護管理療養費 | 機能強化型 1. 2. 3 以外 | | 月の初日 | 7,670円/日 | |
| | | | 月の2日目 以降 | 3,000円/日 | |
| 緊急訪問看護加算 | 月14日目まで | | | 2,650円/日 | |
| | 月15日目以降 | | | 2,000円/日 | |
| 特別管理加算 | I | <ul style="list-style-type: none"> 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者 | | 5,000円/日 | |
| | II | <ul style="list-style-type: none"> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある者 真皮を超える褥瘡の状態にある者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 | | 2,500円/日 | |
| 24時間対応体制加算 | | | | 6,400円/回 | |
| 難病等複数名訪問看護 加算 | 1日2回の場合 | 同一建物内1人または2人 | | 4,500円/回 | |
| | | 同一建物内3人以上 | | 4,000円/回 | |
| | 1日3回以上の 場合 | 同一建物内1人または2人 | | 8,000円/回 | |
| | | 同一建物内3人以上 | | 7,200円/回 | |

| | | | | |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------|--|
| 複数名訪問看護加算： 複数の看護師等との動 向による訪問看護を行 った場合 | 看護師、理学療法士の 場合：週に1回 | 同一建物内1人または 2人 | 4,500円/回 | |
| | | 同一建物内3人以上 | 4,000円/回 | |
| | 准看護師の場合： 週に1回 | 同一建物内1人または 2人 | 3,800円/回 | |
| | | 同一建物内3人以上 | 3,400円/回 | |
| | その他の職員の場合： 週に1回 | 同一建物内1人または 2人 | 3,000円/回 | |
| 同一建物内3人以上 | | 2,700円/回 | | |
| 早朝・夜間加算 | 6時～8時、18時～22時 | | 2,100円/回 | |
| 深夜加算 | 22時～6時 | | 4,200円/回 | |
| 長時間訪問看護加算 (週1回まで) | 特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書での 訪問に対して、1回の訪問看護の時間が90分を 超えた場合、週に1回に限り加算 | | 5,200円/回 | |
| 退院時共同指導加算 | 保険医療機関又は介護老人保健施設及び介護医療院に 入院中又は入所中で訪問看護を受けようとする患者に 対し、当該主治医と共同して、在宅での療養上必要な指 導を行った場合加算 | | 8,000円/回 | |
| 特別管理指導加算 | 退院後特別な管理が必要な患者に対して主治医の指示 を受けた訪問看護師が、退院時共同指導を行った場合に 加算 | | 2,000円/回 | |
| 退院支援指導加算 | 厚生労働大臣が定めた疾病や特別管理加算の対象者及 び退院当日に訪問看護が必要と認められた者に対し、訪 問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅におい て療養上必要な指導を行った場合加算 | | 6,000円/回 | |
| 在宅患者連携指導加算 | 訪問看護ステーションの看護師等が、利用者（または家 族）の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機 関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関ま たは訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回 以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された 情報を踏まえて療養上の必要な指導を行った場合に月1 回に限り加算 | | 3,000円/回 | |
| 在宅患者緊急時カンフ ァレンス加算 | 患者の急変に際し、主治医等が患者を訪問し、関係する 医療従事者と共同で一堂に会しカンファレンスを開催 し、診療方針等について話し合いを行い、患者に指導を 行った場合に加算 | | 1回2,000円 ：月に2回限 り | |
| ターミナルケア療養費 | | | 25,000円 | |
| 訪問看護医療DX情報 活用加算 | 1月につき「オンライン資格確認・オンライン請求」 開始後 | | 50円/月 | |

医療保険対象外の自費ご利用料金（税込み）

| サービス内容 | | | 料金 | |
|--------|-------|------------|-----|-------|
| 交通費 | 平日・休日 | 片道 5 km以内 | 訪問毎 | |
| | | 片道 5～10 km | | 300 円 |
| | | 片道 10 km以上 | | 600 円 |

| | | | |
|----------|--------------|-----|---------|
| 土曜・日曜・祝日 | 訪問料金がプラスされます | 訪問毎 | 3,000 円 |
|----------|--------------|-----|---------|

| | | | |
|------------|------------------------------|--------|----------|
| 延長料金 | 1 時間 30 分を超えたサービスを提 供した場合 | 30 分毎 | 4,000 円 |
| 在宅以外での訪問看護 | | 1 時間まで | 8,000 円 |
| 受診の同行 | | 2 時間まで | 6,000 円 |
| 死後の処置 | 亡くなられた後のお清め料と処置材料費 | | 20,000 円 |

10. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

11. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : なりす訪問看護ステーション

(電話番号) 04-2997-8378

- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000 円

12. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ②看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
 - ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和7年9月1日現在

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

| | | |
|-----|-----|-------------------|
| 事業者 | 所在地 | 埼玉県狭山市中央1丁目24番10号 |
| | 名称 | 医療法人至誠会 |
| | 代表者 | 理事長 齋藤浩記 |

| | | |
|-----|-----|-------------------|
| 事業所 | 所在地 | 埼玉県狭山市中央一丁目25番19号 |
| | 名称 | なりす訪問看護ステーション |

令和 年 月 日

説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 _____

訪問看護サービス契約書（医療保険用）

_____様（以下「利用者」といいます）と、指定訪問看護事業者であるなりす訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条（訪問看護計画）

- 1 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合、利用者に説明します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第4条（主治医との関係）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、予め定めた「訪問看護・リハ記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、「訪問看護・リハ記録書」等の記録をサービス終了日より、3年間はこれを適正に保存します。又、利用者本人から開示の求めがあった場合は、業務の支障がない時間に閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

第7条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第8条（事業者の解除権）

- 1 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。
- 2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第9条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第7条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 2 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 3 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - (1) 利用者が長期にわたり医療施設に入院した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

第10条（サービスの中止）

天災などの事業者の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は、利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

第11条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

第12条（個人情報保護）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第13条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第14条（契約外条項等）

- 1 この契約及び後期高齢者医療制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、後期高齢者医療制度等に基づくサービスを対象としたものになり、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記のとおり、契約を締結します。

令和 年 月 日

（利用者） 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

緊急連絡先 氏名 _____

緊急連絡先 電話 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____

立会人

住 所 _____

氏 名 _____

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたつて事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

【事業者】 所在地 埼玉県狭山市中央1丁目24番10号
事業者名 医療法人誠至会
代表者 理事長 齋藤浩記

【事業所】 所在地 埼玉県狭山市中央一丁目25番19号
事業者名 なりす訪問看護ステーション

厚生局 ステーションコード：279.033.05

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

なりす訪問看護ステーションでは、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ ご利用者へ提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、居宅介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、利用関係者、行政等

3. 使用する期間

令和 年 月 日 から 契約終了まで

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

なりす訪問看護ステーション 宛

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

(利用者の家族) 住 所 _____

氏 名 _____

(同) 住 所 _____

氏 名 _____